随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円) ※総価部分のみ	随意契約によることとした理由 （契約の相手方を特定した理由を含む。）	主管課
業務委託	財務会計システム運用保守業務	R2.03.27	富士通（株）北海道支社	1,742,400	本件は、財務会計システムの運用に関する作業支援、問い合わせ対応、障害対応等の保守管理を行う業務の委託である。 当該システムは、当局における契約や収入・支出の登録、決算等の財務会計上の処理を行うためのシステムとして、富士通（株）のパッケージソフト「IPKNOWLEDGE公営企業会計」を当局の仕様に合わせてカスタマイズして構築したものであり、開発業者が当該ソフトウェアの著作権を所有していることから、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	総務課
業務委託	札幌市交通局出納事務委託業務	R2.03.30	（株）北海道銀行	4,950,000	本業務は、交通局における出納事務の一部（収納及び支出の事務）を行う業務の委託である。 業務内容が支出関係書類の形式上の審査等、判断を伴わない作業であるため、経理事務等の専門的知識を有する者が業務を担うことで審査等の正確性の向上が図られるとともに、当局職員を当該業務に配置するよりも経費が軽減できることから業務委託を行うこととしたものである。 当該等業務は出納事務であるため、業務委託先は地方公営企業法第27条の規定により、指定金融機関に限られる。 したがって、本業務を履行できる要件を満たす者は標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	経営計画課
業務委託	事務用電子計算機システム運用業務	R2.03.31	（株）日立製作所 北海道支社	11,114,400	本業務は、事務用電子計算機システムの運用を行う業務の委託である。 事務用電子計算機システム（輸送管理システム）は、当局の仕様により、標記業者が開発・製造したものであるため、運用にあたっては、メーカーの専門的知識及び占有技術が不可欠であり、また当該電算システムを熟知し、業務内容に精通した技術者を相当数確保していることが必要である。 したがって、メーカー以外の業者では円滑な履行が見込めず、履行可能者が標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	事業推進担当課
業務委託	事務用電子計算機及び周辺機器の保守業務	R2.03.31	（株）日立製作所 北海道支社	27,152,400	本業務は、事務用電子計算機及び周辺機器の保守を行う業務の委託である。 事務用電子計算機（輸送管理システム）は、当局の仕様により、標記業者が開発・製造したものであるため、保守にあたっては、メーカーの専門的知識及び占有技術が不可欠であり、また当該電算システムを熟知し、業務内容に精通した技術者を相当数確保していることが必要である。 したがって、メーカー以外の業者では円滑な履行が見込めず、履行可能者が標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	事業推進担当課
業務委託	新輸送管理システム運用保守業務	R2.03.31	（株）日立製作所 北海道支社	60,300,240	本業務は、新輸送管理システムの運用保守を行う業務の委託である。 新輸送管理システムは、当局独自の仕様により、標記業者が開発・製造したものであるため、運用業務にあたっては、メーカーの専門的知識及び占有技術者が不可欠である。 また、保守業務についても、新輸送管理システムを稼働させるための機器及びソフトウェアを保守・管理維持するものであるため、保守や障害発生時の復旧等には、上記と同様に、本システムの開発業者である標記業者のみが有する知識・技術が必須であり、他に業務を遂行できる業者が存在しない。 したがって、本業務の履行ができるのは標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	事業推進担当課
業務委託	乗車料金等搬送及び釣銭準備等業務 【総価＋単価契約】	R2.03.30	（株）北海道銀行	56,870,000	株式会社北海道銀行は当局の指定金融機関であり、当局交通事業の乗車料金等の収納事務を取り扱っていることから、指定金融機関である同行が乗車料金等を集金することで、当局の口座への入金手数料は発生しないなど業務の効率化を図ることができる。 また、同行が構築している集金システムを活用し、現金の運搬から集計、釣銭等の準備、入金までの業務を同行が全て実施することにより、他社では実現できない高度な安全性を確保することができる。 ついては、同行と契約を締結することが当局にとって最も有利であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	営業課
業務委託	デジタルサイネージシステム運用保守業務	R2.03.27	富士通（株）北海道支社	14,625,600	本件は、デジタルサイネージシステムの運用に関する作業支援、問い合わせ対応、障害対応等の保守管理を行う業務の委託である。 当該システムは、富士通（株）のクラウドサービスである「デジタルサイネージサービス」を当局の仕様に合わせてカスタマイズして構築したものであり、開発業者が当該ソフトウェアの著作権を所有していることから、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	営業課
業務委託	広告受付管理システム運用保守業務	R2.03.27	（株）メトリック	32,780,000	本件は、広報受付管理システムの運用に関する作業支援、問い合わせ対応、障害対応等の保守管理を行う業務の委託である。 当該システムは、日本アイ・ビー・エム（株）のパッケージソフト「Business Process Management」（以下「BPM」という。）を当局の仕様に合わせてカスタマイズして構築したものであり、BPM以外の開発業者の製品（DB2他）との連携があることから、開発業者以外の業者が本業務を履行することは事実上不可能である。 標記業者はメーカーから保守指定された業者であり、標記業務について、メーカーが業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら、メーカーと同等のメンテナンスを提供する業務体制となっており、履行可能者が標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	営業課

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円) ※総価部分のみ	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	料金検索システム運用保守業務	R2.03.26	（株）ビズライト・テクノロジー	1,452,000	本件は、(株)ビズライト・テクノロジーが製造した料金検索システムに使用するクラウドサーバを調達及び監視し、ソフトウェアの安定的な稼働を図るとともに、当局によるデータ更新作業のサポート及び必要に応じたプログラム修正を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、プログラムの改修や不具合への迅速な対応が必要となるため、開発業者が占有している知識及び技術が必要であり、標記業者以外では適切な業務の履行が見込めないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	営業課
業務委託	地下鉄真駒内駐車場機器運用保守業務	R2.03.30	アマノマネジメントサービス（株）	3,696,000	本件は、アマノ(株)が製造した地下鉄真駒内駐車場機器の運用保守、駐車場利用者の問い合わせ対応、コールセンターからの遠隔操作、障害対応等を行う業務の委託である。 当該駐車場機器に係るシステムは、駐車場利用者の問い合わせ対応用専用電話及び遠隔操作等の接続先が特定事業者に限定されるシステム設計となっている。また、機器の保守についても当該機器に係る専門性を有した事業者は他にいないことから、他の業者が本業務を履行することは事実上不可能であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	営業課
業務委託	自動扉保守管理業務（ナブコ製）	R2.03.23	ナブコシステム（株）札幌支店	2,959,110	本件は、ナブテスコ（株）製の自動扉の改修・点検・修理・保守を行う業務の委託である。 業務の履行にあたって、当該自動扉に採用している技術は、メーカーが開発した独自技術であり、保守の履行にあたっては、自動扉開閉装置の制御器点検に係る特殊工具の操作を必要とする。この特殊工具をメーカーが設定した業務手順・作業方法により操作しなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、業務対象設備が汎用品ではないことから、メーカー占有の知識意・情報等が必要であり、履行可能者が製造メーカーの代理店である１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	運輸課
業務委託	硬貨計算機保守管理業務（ローレル製）	R2.03.30	ローレルバンクマシン（株）	673,200	本件は、ナブテスコ（株）製の硬貨計算機の保守管理を行う業務の委託である。 業務の履行にあたって、計算機が汎用品ではなく、故障時の部品の調達が他者において不可能であり、また、メーカー以外の者では知り得ない情報が含まれており、機器の調整はメーカー保守員以外が操作できない仕様となっていることから、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	運輸課
業務委託	自動扉保守管理業務（フルテック製）	R2.03.31	フルテック（株）札幌支店	4,010,160	本件は、寺岡オートドア（株）製の自動扉の改修・点検・修理・保守を行う業務の委託である。 業務の履行にあたって、当該自動扉に採用している技術は、メーカーが開発した独自技術であり、保守の履行にあたっては、自動扉開閉装置の制御器点検に係る特殊工具の操作を必要とする。この特殊工具をメーカーが設定した業務手順・作業方法により操作しなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とする。 標記業者はメーカーの販売店であり、メーカーが業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら自社の代理店に履行させることで、メーカーと同等のメンテンアスを提供する業務体制としており、履行可能者が製造メーカーの代理店である１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	運輸課
業務委託	可動式ホーム柵保守業務（日立製） 【総価＋単価契約】	R2.03.25	（株）日立パワーソリューションズ　北海道支店	21,670,000	本件は、本市の仕様に基づき（株）日立製作所が設計・製造した可動式ホーム柵の点検・修理・保守を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が正常に作動しない恐れがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要となる。 また、メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認めらえる会社である。 以上のことから、履行可能者がメーカーの製品メンテナンスを事業としているグループ会社である標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	昇降機設備保守業務（東芝製）	R2.03.27	東芝エレベータ（株）北海道支社	104,875,610	本件は、地下鉄各駅に設置している東芝エレベーター（株）が製造したエレベーター及びエスカレーターの点検整備を行う業務の委託である。 当該機器の安全基準及び調整基準は、メーカー独自の研究により建築基準法に適合するように独自制定したものであり、業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であることから、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	昇降機設備保守業務（日立製）	R2.03.24	（株）日立ビルシステム　北海道支社	171,512,000	本件は、地下鉄各駅に設置している（株）日立製作所が製造したエレベーター及びエスカレーターの点検整備を行う業務の委託である。 当該機器の安全基準及び調整基準は、メーカー独自の研究により建築基準法に適合するように独自制定したものであり、業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要である。 また、メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業者は当該業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認めらえる会社である。 以上のことから、履行可能者がメーカーの製品メンテナンスを事業としているグループ会社である標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円) ※総価部分のみ	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	昇降機設備保守業務（三菱製）	R2.03.27	三菱電機ビルテクノサービス（株）北海道支社	189,849,000	本件は、地下鉄各駅に設置している三菱電機（株）が製造したエレベーター及びエスカレーターの点検整備を行う業務の委託である。 当該機器の安全基準及び調整基準は、メーカー独自の研究により建築基準法に適合するように独自制定したものであり、業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要である。 また、メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業者は当該業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。 以上のことから、履行可能者がメーカーの製品メンテナンスを事業としているグループ会社である標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	昇降機設備保守業務（フジテック製）	R2.03.27	フジテック（株）北日本支社　北海道支店	51,640,600	本件は、地下鉄各駅に設置しているフジテック（株）が製造したエレベーター及びエスカレーターの点検整備を行う業務の委託である。 当該機器の安全基準及び調整基準は、メーカー独自の研究により建築基準法に適合するように独自制定したものであり、業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であることから、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	南北線・東西線昇降機設備保守業務（ダイコー製）	R2.03.27	ダイコー（株）札幌営業所	6,258,120	本件は、地下鉄各駅に設置しているダイコー（株）が製造したエレベーターの点検・整備を行う業務の委託である。 当該機器の安全基準及び調整基準は、メーカー独自の研究により建築基準法に適合するように独自制定したものであり、業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であることから、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	昇降機設備保守業務（日本オーチス製）	R2.03.27	日本オーチス・エレベータ（株）北海道支店	24,821,280	本件は、地下鉄各駅に設置している日本オーチス・エレベータ（株）が製造したエレベーター及びエスカレーターの点検整備を行う業務の委託である。 当該機器の安全基準及び調整基準は、メーカー独自の研究により建築基準法に適合するように独自制定したものであり、業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であることから、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	東西線昇降機設備保守業務（日本エレベーター製造製）	R2.03.27	日本エレベーター製造（株）札幌営業所	1,069,200	本件は、地下鉄各駅に設置している日本エレベーター製造（株）が製造したエレベーターの点検・整備を行う業務の委託である。 当該機器の安全基準及び調整基準は、メーカー独自の研究により建築基準法に適合するように独自制定したものであり、業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であることから、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	東豊線防災集中監視装置保守業務	R2.03.25	富士通ネットワークソリューションズ（株）北海道支店	4,125,000	本件は、本市の仕様に基づき富士通（株）が設計・製造した防災集中監視装置の保守を行う業務の委託である。 当該設備は、地下鉄東豊線の各駅舎及びずい道部での火災発生時の排煙制御、駅舎の換気設備及び電気設備の運転制御、故障監視を一元的に行うための設備であり、業務の履行にあたっては、メーカーが構築した防災集中監視装置を構成する各機器の適正な連携を確保するため、メーカーのみが保有する詳細な設計データが必要であり、また、、汎用品ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要である。 また、メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業者はメーカーと同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。 以上のことから、履行可能者がメーカーの製品メンテナンスを事業としているグループ会社である標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	東西線防災集中監視装置保守業務	R2.03.24	パナソニック　システムソリューションズ　ジャパン（株）北海道社	1,518,000	本件は、本市の仕様に基づきパナソニック（株）（旧：松下電器産業（株））が設計・製造した防災集中監視装置の保守を行う業務の委託である。 当該設備は、地下鉄東西線の各駅舎及びずい道部での火災発生時の排煙制御、駅舎の換気設備及び電気設備の運転制御、故障監視を一元的に行うための設備であり、業務の履行にあたっては、メーカーが構築した防災集中監視装置を構成する各機器の適正な連携を確保するため、メーカーのみが保有する詳細な設計データが必要であり、また、、汎用品ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要である。 また、メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業者はメーカーと同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。 以上のことから、履行可能者がメーカーの製品メンテナンスを事業としているグループ会社である標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円) ※総価部分のみ	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	東車両基地自動回送関連装置保守業務	R2.03.26	ホーチキ（株）北海道支社	1,265,000	本件は、本市の仕様に基づきホーチキ（株）が設計・製造した自動回送関連装置の保守・点検作業を行う業務の委託である。 当該設備は、東車両基地に設備されている無人運転にて列車回送を行うシステムの現場操作盤や非常停止ボタン、電気錠などの関連装置であり、自動回送関連装置の適正な作動確認を行うには、メーカーのみが保有する関連機器との通信システムや設備の構造等に関する詳細な知識に加え、メーカーが設定した作業手順にて行うことが必要である。また、当該設備は汎用品ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要である。 以上のことから、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	ボイラー設備保守業務（川重冷熱製）	R2.03.27	川重冷熱工業（株）札幌支店	13,860,000	本件は、車両基地に設置されている川重冷熱工業製のボイラー設備の点検・保守を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、製造者占有の知識・技術が必要であり、他の者では適切な業務履行が見込めないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	施設課
業務委託	ボイラー設備保守業務（前田鉄工所製）	R2.03.27	（株）オーク	1,265,000	本件は、東西線ひばりが丘乗務庁舎に設置されている前田鉄工所製のボイラー設備の点検・保守を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、製造者が業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら、自社が選定した業者に履行させることで製造者と同等のメンテナンスを提供する業務体制としており、業務の履行にあたっては、製造者から指定された標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	施設課
業務委託	本局庁舎エレベーター保守業務（三菱製） 【総価＋単価契約】	R2.03.27	三菱電機ビルテクノサービス（株）北海道支社	2,422,200	本件は、本局庁舎に設置している三菱電機㈱が製造したエレベーターの点検・保守を行う業務の委託である。 業務対象機器であるエレベーターの主要部品は供給が停止しており、現状では標記業者の確保している部品でのみ故障対応が可能である。また、標記業者は、製造元である三菱電機㈱のメンテナンス業務を事業としているグループ会社であり、製造元と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。また、過去に本業務を受注した実績があることから、当該昇降機の設置状況、特性等を十分理解しているため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第６号該当）	施設課
業務委託	本局庁舎ボイラー設備保守業務（川重冷熱製）	R2.03.27	川重冷熱工業（株）札幌支店	4,345,000	本件は、本局庁舎の空調及び給湯用のボイラー設備（川重冷熱工業（株）製）の点検・保守を行う業務の委託である。 当該機器の安全基準及び調整基準は、メーカー独自の研究により建築基準法に適合するように独自制定したものであり、業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であることから、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	パンク検知装置保守整備業務 【総価＋単価契約】	R2.03.24	富士電機（株）北海道支社	6,149,000	本件は、本市の仕様に基づき富士電機（株）が設計・製造したパンク検知装置の保守・点検作業行う業務の委託である。 当該設備は、電気装置と地上装置で構成されている地下鉄車両タイヤのパンクを検知する装置であり、業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、履行可能者が製造メーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	転てつ器他軌道設備保守整備業務 【総価＋単価契約】	R2.03.26	ＢＳ豊平テック（株）	264,000,000	本件は、本市の仕様に基づき川崎重工業（株）が設計・製造した地下鉄の本路線及び車両基地に設置している転てつ器他軌道内設備の保守を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー占有の知識・情報等が必要である。 また、本業務については、メーカーが自社で履行せず、メーカーが業務に必要な資料提供及び技術支援を行い、メーカーと同等のメンテナンスを提供する業務体制としており、履行可能者が本業務に関してメーカーから指定を受けた標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	可動式ホーム柵保守業務（三菱製） 【総価＋単価契約】	R2.03.26	三菱電機プラントエンジニアリング（株）東日本本部北海道支社	88,000,000	本件は、本市の仕様に基づき三菱電機（株）が設計・製造した可動式ホーム柵の点検・修理・保守を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、調整後の機器が正常に動作しない恐れがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、機器の整備等に関するメーカー占有の知識・情報等が必要である。 また、メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業者は当該業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認めらえる会社である。 以上のことから、履行可能者がメーカーの製品メンテナンスを事業としているグループ会社である標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円) ※総価部分のみ	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	本局庁舎自動制御装置保守業務	R2.03.31	ジョンソンコントロールズ（株）北海道支店	5,225,000	本件は、本局庁舎に設置している自動制御設備の点検・保守を行う業務の委託である。 当該機器の安全基準及び調整基準は、メーカー独自の研究により建築基準法に適合するように独自制定したものであり、業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であることから、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	案内軌条及び走行路保守業務 【総価＋単価契約】	R2.03.26	日本軌道工業（株）札幌営業所	84,189,600	本件は、本市の仕様に基づき日本軌道工業（株）が設計・施工した案内軌条・走行軌条等列車走行路に必要な設備の保守・点検・補修を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、特定の業務手順・作業方法によらなければ、整備後の車両走行に支障をきたす恐れがあり、また、当該設備は当局独自の設計による構造形式を有していることから、標記業者しか保有していない専門的技術・知識等が必要であり、履行可能者が標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	工事担当課
業務委託	南北線車両重要部・全般検査整備業務（機械関係）	R2.03.19	札幌交通機械（株）	74,250,000	本件は、本市の独自仕様により川崎重工業㈱が設計・製造した地下鉄南北線車両の車体、台車、艤装（合図装置・集電装置・暖房装置等）、空制（ブレーキ装置・空気圧縮装置等）の機械関係装置について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき、重要部・全般検査を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・整備方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがある。また、当該車両はゴムタイヤを採用するなど、メーカーが研究開発した技術が多々採用されており、メーカー占有の知識・情報が必要であるが、本業務については、メーカーが自社で履行せず、指定業者に業務に必要となる資料提供及び技術支援を行う業務体制としており、履行可能者が本業務に関してメーカーから指定を受けた標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課
業務委託	東西線車両重要部・全般検査整備業務（機械関係）	R2.03.19	札幌交通機械（株）	97,350,000	本件は、本市の独自仕様により川崎重工業㈱が設計・製造した地下鉄東西線車両の車体、台車、艤装（合図装置・集電装置・暖房装置等）、空制（ブレーキ装置・空気圧縮装置等）の機械関係装置について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき、重要部・全般検査を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・整備方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがある。また、当該車両はゴムタイヤを採用するなど、メーカーが研究開発した技術が多々採用されており、メーカー占有の知識・情報が必要であるが、本業務については、メーカーが自社で履行せず、指定業者に業務に必要となる資料提供及び技術支援を行う業務体制としており、履行可能者が本業務に関してメーカーから指定を受けた標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課
業務委託	東豊線車両重要部・全般検査整備業務（機械関係）	R2.03.19	札幌交通機械（株）	67,870,000	本件は、本市の独自仕様により川崎重工業㈱が設計・製造した地下鉄東豊線車両の車体、台車、艤装（合図装置・集電装置・暖房装置等）、空制（ブレーキ装置・空気圧縮装置等）の機械関係装置について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき、重要部・全般検査を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・整備方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがある。また、当該車両はゴムタイヤを採用するなど、メーカーが研究開発した技術が多々採用されており、メーカー占有の知識・情報が必要であるが、本業務については、メーカーが自社で履行せず、指定業者に業務に必要となる資料提供及び技術支援を行う業務体制としており、履行可能者が本業務に関してメーカーから指定を受けた標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課
業務委託	南北線車両重要部・全般検査整備業務（制御関係）	R2.03.26	日鉄テックスエンジ（株）札幌北都営業所	6,380,000	本件は、本市の独自仕様により（株）日立製作所、三菱電機（株）、東芝インフラシステムズ（株）の各社が設計・製造した地下鉄南北線車両の制御関係装置（ＶＶＶＦ装置・ＳＩＶ装置・主電動機・制御補器等）について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき重要部・全般検査を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、当該機器は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要である。 また、いずれのメーカーにおいても自社で履行せず、指定業者に業務に必要となる資料提供及び技術支援を行う業務体制としており、履行可能者が本業務に関して全メーカーから指定を受けた標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課
業務委託	東西線車両重要部・全般検査整備業務（制御関係）	R2.03.26	日鉄テックスエンジ（株）札幌北都営業所	12,540,000	本件は、本市の独自仕様により（株）日立製作所、三菱電機（株）、東芝インフラシステムズ（株）、富士電機（株）の各社が設計・製造した地下鉄東西線車両の制御関係装置（ＶＶＶＦ装置・ＳＩＶ装置・主電動機・制御補器等）について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき重要部・全般検査を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、当該機器は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要である。 また、いずれのメーカーにおいても自社で履行せず、指定業者に業務に必要となる資料提供及び技術支援を行う業務体制としており、履行可能者が本業務に関して全メーカーから指定を受けた標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課
業務委託	東豊線車両重要部・全般検査整備業務（制御関係）	R2.03.26	日鉄テックスエンジ（株）札幌北都営業所	8,085,000	本件は、本市の独自仕様により（株）日立製作所、三菱電機（株）、東芝インフラシステムズ（株）の各社が設計・製造した地下鉄東豊線車両の制御関係装置（ＶＶＶＦ装置・ＳＩＶ装置・主電動機・制御補器等）について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき重要部・全般検査を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、当該機器は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要である。 また、いずれのメーカーにおいても自社で履行せず、指定業者に業務に必要となる資料提供及び技術支援を行う業務体制としており、履行可能者が本業務に関して全メーカーから指定を受けた標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円) ※総価部分のみ	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	南北線車両重要部・全般検査整備業務（信号関係）	R2.03.25	札幌日信電子（株）	4,400,000	本件は、本市の独自仕様により日本信号（株）が設計・製造した地下鉄南北線車両の信号関係（自動列車制御装置・列車検知装置・放送装置・列車無線装置等）について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき、重要部・全般検査を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがある。また、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要であるが、本業務については、メーカーが自社で履行せず、自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、履行可能者がメーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課
業務委託	東西線車両重要部・全般検査整備業務（信号関係）	R2.03.25	札幌日信電子（株）	7,854,000	本件は、本市の独自仕様により日本信号（株）が設計・製造した地下鉄東西線車両の信号関係（自動列車制御装置・列車検知装置・放送装置・列車無線装置等）について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき、重要部・全般検査を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがある。また、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要であるが、本業務については、メーカーが自社で履行せず、自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、履行可能者がメーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課
業務委託	東豊線車両重要部・全般検査整備業務（信号関係）	R2.03.25	札幌日信電子（株）	5,610,000	本件は、本市の独自仕様により日本信号（株）が設計・製造した地下鉄東豊線車両の信号関係（自動列車制御装置・列車検知装置・放送装置・列車無線装置等）について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき、重要部・全般検査を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがある。また、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要であるが、本業務については、メーカーが自社で履行せず、自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、履行可能者がメーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課
業務委託	南北線検車業務 【総価＋単価契約】	R2.03.24	札幌川重車両エンジニアリング（株）	99,550,000	本件は、本市の独自仕様により川崎重工業（株）が製造した地下鉄南北線車両について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき、検車を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがある。また、当該車両はゴムタイヤを採用するなど、メーカーが研究開発した技術が多々採用されており、メーカー占有の技術及び知識が必要であるが、本業務については、メーカーが自社で履行せず、自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、履行可能者がメーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課
業務委託	東西線検車業務 【総価＋単価契約】	R2.03.24	札幌川重車両エンジニアリング（株）	105,380,000	本件は、本市の独自仕様により川崎重工業（株）が製造した地下鉄東西線車両について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき、検車を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがある。また、当該車両はゴムタイヤを採用するなど、メーカーが研究開発した技術が多々採用されており、メーカー占有の技術及び知識が必要であるが、本業務については、メーカーが自社で履行せず、自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、履行可能者がメーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課
業務委託	東豊線検車業務 【総価＋単価契約】	R2.03.24	札幌川重車両エンジニアリング（株）	96,800,000	本件は、本市の独自仕様により川崎重工業（株）が製造した地下鉄東豊線車両について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき、検車を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがある。また、当該車両はゴムタイヤを採用するなど、メーカーが研究開発した技術が多々採用されており、メーカー占有の技術及び知識が必要であるが、本業務については、メーカーが自社で履行せず、自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、履行可能者がメーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課
業務委託	電車線設備保守（南北線・東西線・東豊線） 【総価＋単価契約】	R2.03.23	日本電設工業（株） 北海道支店	32,450,000	本件は、本市の仕様に基づき日本電設工業（株）が設計・製造した電車線設備（地下鉄車両に電力を供給する設備等）の点検・保守を行う業務の委託である。 業務の履行にあたって、修理後メーカーが推奨する適正な作動確認を行うには、設備の構造等に関する詳細な知識を必要とするが、当該設備は汎用品ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	受変電設備保守 【総価＋単価契約】	R2.03.19	（株）北海道ジーエス・ユアササービス	319,000,000	本件は、本市の仕様に基づき、（株）明電舎・東芝インフラシステムズ（株）（旧：（株）東芝）、三菱電機（株）、富士電機（株）（旧：富士電機システムズ（株））、（株）日立製作所、（株）ＧＳユアサ（旧：（株）ジーエス・ユアサパワーサプライ）の各社が設計・製造した変電所設備及び電気室設備の点検・保守を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、当該機器は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、履行可能者は当該受変電設備の保守点検に関し、各メーカー全社と契約及び相互協力協定を締結している標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円) ※総価部分のみ	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	電力管理システム保守 【総価＋単価契約】	R2.03.25	（株）日立パワーソリューションズ　北海道支店	15,840,000	本件は、本市独自仕様により（株）日立製作所が構築した電力管理システムの点検・修理・保守を行う業務の委託である。 上記システムは、札幌市高速電車の変電所・駅電気室等の自動運転・遠隔操作等の総合管理を行うシステムであり、業務の履行にあたって、当該設備に採用している電力管理システムに関する技術は、メーカーが開発した独自の技術であり、企業秘密に係る情報が含まれており、また、メーカーが構築した電力管理システムを構成する各機器の適正な連携を確保するには、メーカーのみが保有する詳細な設計データ等の知識及び技術が必要となる。 また、メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業者は当該業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認めらえる会社である。 以上のことから、履行可能者がメーカーの製品メンテナンスを事業としているグループ会社である標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	信号保安装置保守 【総価＋単価契約】	R2.03.25	札幌日信電子（株）	291,720,000	本件は、本市の独自仕様により日本信号（株）が製造した信号保安装置の保守・故障対応を行う業務の委託である。 当該設備は、地下鉄各線（南北線・東西線・東豊線）に設置している設備で、連射検知装置、運動装置、自動列車制御装置等で構成されている装置であり、業務の履行にあたっては、本業務は設備の主体（主体・基盤）部分の保守・故障対応を行うことから、メーカーのみが保有する当該設備の詳細な設計情報やメーカー占有の技術及び知識が必要であるが、メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、履行可能者がメーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	自動案内放送・集中監視装置保守 【総価＋単価契約】	R2.03.24	パナソニック　システムソリューションズ　ジャパン（株）北海道社	84,744,000	本件は、本市の仕様に基づきパナソニック（株）（旧：松下電器産業（株））が設計・製造した自動案内放送・集中監視装置の点検・維持管理及び修理を行う業務の委託である。 当該設備は、地下鉄全駅及び指令所並びに各車両基地に設置している放送設備及び監視カメラ等の設備であり、業務の履行にあたっては、設備の内部基盤等も含めた点検調整及び部品交換まで行う保守・故障対応を行うことから、メーカーのみが保有する当該設備の詳細な設計情報やメーカー占有の技術及び知識が必要であるが、メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、履行可能者がメーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	故障監視装置保守（南北線他） 【総価＋単価契約】	R2.03.25	富士通ネットワークソリューションズ（株）北海道支店	2,138,400	本件は、本市の仕様に基づき富士通（株）が製造した故障監視装置の保守（点検、修理、故障対応等）を行う業務の委託である。 当該設備は、指令所で24時間地下鉄設備の故障や状態を監視している設備指令システムに対し、各駅の故障情報及び状態情報を一括収集・処理してデータを設備指令システムに伝送する装置であり、本業務の保守対象装置は、南北線全駅、宮の沢駅、発寒南駅、指令所に設置している。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要であるが、メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、履行可能者がメーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	故障監視装置保守（東西線・東豊線）	R2.03.25	ＮＥＣネッツエスアイ（株）北海道支店	1,980,000	本件は、本市の仕様に基づき日本電気（株）が製造した故障監視装置の保守（点検、修理、故障対応等）を行う業務の委託である。 当該設備は、指令所で24時間地下鉄設備の故障や状態を監視している設備指令システムに対し、各駅の故障情報及び状態情報を一括収集・処理してデータを設備指令システムに伝送する装置であり、本業務の保守対象装置は、東西線（宮の沢駅、発寒南駅を除く）全駅及び東豊線全駅に設置している。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要であるが、メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、履行可能者がメーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	総合伝送路装置保守 【総価＋単価契約】	R2.03.25	ＮＥＣネッツエスアイ（株）北海道支店	15,620,000	本件は、本市の仕様に基づき日本電気（株）が製造した総合伝送路装置の点検・保守・故障対応を行う業務の委託である。 当該設備は、地下鉄各線（南北線・東西線・東豊線）の各駅等を光ケーブルで接続し、列車の運行に必要な各種デジタル・アナログ情報を光信号により伝送する装置で、光多重端局装置、回線交換装置、監視装置から創生されている設備である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要であるが、メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、履行可能者がメーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円) ※総価部分のみ	随意契約によることとした理由 （契約の相手方を特定した理由を含む。）	主管課
業務委託	設備指令システム保守 【総価＋単価契約】	R2.03.24	富士電機（株）北海道支社	9,812,000	本件は、本市の仕様に基づき富士電機（株）が製造した設備指令システムの保守（点検、修理、故障対応等）を行う業務の委託である。 当該システムは、高速電車の各設備・システムを24時間体制で監視・制御し、事故・故障発生時の迅速な対応処理、保守情報の収集・管理・提供により、保守支援を行う装置である。指令所に設置されている中央装置（ＣＳ）、大通駅設備管理詰所や保守課等に設置されている端末装置（ＬＳ）及び各駅、車両基地、変電所に設置されている作業確認電話で構成されており、高速電車の安全運行を支えるための重要設備である。 当該システムは総合指令所構想に基づく本市独自の仕様により製造した特殊なシステムであり、一般流通品（汎用品）ではないことから、業務の履行にあたっては、メーカーのみが保有する当該設備の詳細な知識・設計情報が必要であり、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、システムが適正に動作せず、地下鉄の安全運行に支障をきたす恐れがあり、履行可能者が製造メーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	運行管理装置保守 【総価＋単価契約】	R2.03.25	（株）日立パワーソリューションズ　北海道支店	12,760,000	本件は、本市の仕様に基づき（株）日立製作所が製造した運行管理装置の点検・故障対応の保守を行う業務の委託である。 上記設備は、地下鉄の安全かつ正確・迅速な運行を確保するため、決められた運行ダイヤどおりに自動制御する装置である。業務の履行にあたって、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、メーカー占有の技術及び知識が必要となる。 また、メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業者は当該業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認めらえる会社である。 以上のことから、履行可能者がメーカーの製品メンテナンスを事業としているグループ会社である標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	自動出改札装置保守	R2.03.25	札幌日信電子（株）	413,160,000	本件は、本市の仕様に基づき日本信号（株）及びレシップ（株）が製造した自動出改札装置の保守・故障対応を行う業務の委託である。 当該設備は、地下鉄各駅に設置しているもので、改札機、券売機、精算機、駅処理装置、収入サーバ、ＳＡＰＩＣＡシステム等から構成されている装置であり、業務の履行にあたって、当該設備の保守を行うためには、設備の構造等に関する詳細な知識が必要であり、当該設備は汎用品ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、履行可能者として、日本信号（株）のメンテナンス業務を事業としているグループ会社であり、また、レシップ（株）が業務に必要な資料提供及び技術支援を行い保守指定会社としている標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	定期券発行装置保守	R2.03.27	東芝自動機器システムサービス（株）	14,300,000	本件は、本市の仕様に基づき、東芝インフラシステムズ（株）が設計・製造した定期券発行装置の点検・修理・保守を行う業務の委託である。 点検・修理後メーカーが推奨する適正な動作確認を行うには、設備の構造等に関する詳細な知識を必要とするが、業務対象設備が汎用品ではないことから、メーカーから専門技術を受けている者以外の者では知り得ない情報が含まれている。 本業務について、メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、メーカーからの専門技術・情報等に関して指導を受けることができる標記業者以外では、的確な業務の遂行及び不測の故障等の即時対応は不可能であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	ＩＣカードシステム通信ネットワーク保守 【総価＋単価契約】	R2.03.30	（株）北海道日立システムズ	12,049,400	本件は、本市独自仕様により、（株）日立製作所が構築したＩＣカードシステム通信ネットワークに係る当該システムの一部である通信ネットワーク機器の定期点検や故障対応を行う業務の委託である。 当該システムは、ＩＣカード（ＳＡＰＩＣＡ）の処理データ、上位照会データ通信及びＩＣカード・磁気カード等も含めた、地下鉄売上データの収集を行うための情報伝送路であり、業務の履行にあたって、メーカーが構築したＩＣカードシステムの通信ネットワークを構成する各機器の適正な連携を確保するため、メーカーのみが保有する詳細な設計データが必要であり、また、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、メーカー占有の知識・情報等を必要とするが、メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業者は当該業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。 そのため、履行可能者がメーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	南北線ホーム映像伝送装置保守 【総価＋単価契約】	R2.03.26	三菱電機プラントエンジニアリング （株）東日本本部北海道支社	10,695,300	本件は、本市の仕様に基づき三菱電機（株）が設計・製造した南北線ホーム映像伝送装置の点検・故障対応を行う業務の委託である。 当該設備は、地下鉄南北線全駅及び指令所並びに南車両基地に設置している画像伝送装置及び監視カメラ等であり、業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要である。 また、メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業者は当該業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認めらえる会社である。 以上のことから、履行可能者がメーカーの製品メンテナンスを事業としているグループ会社である標記業者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課